



## 農福連携(農業 × 福祉)を知っていますか？

農福連携とは、農業と福祉が課題を解決するために手を取り合うことで、農家にとっては労働力の確保や生産性の向上、障害を持った方には就労機会の拡大や収入の確保に繋がっていく取り組みです。

近年全国各地で様々な活動が行われ、農福連携は今、広がりを見せています。

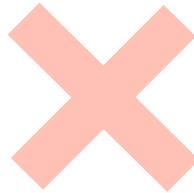
人手不足、後継者不足で農作業の維持・拡大にお悩みの農家・農業法人の皆さまへ。



種まきや定植、除草や収穫後の枝拾い、皮むき、袋詰め等の単純だけれど欠かせない作業を委託することで、農家側は長年の経験や技術が必要な作業に専念できます。

### 農業側のメリット

- ・働き手の確保
- ・経営維持、拡大
- ・社会貢献



### 福祉側のメリット

- ・働く場の確保
- ・収入の確保
- ・心身のリハビリ

## 主な取り組み方は下記の4つ

- ①障害福祉サービス事業所が農業に参入  
福祉事業所が経営する畑(耕作放棄地等)で障害者が農作物を栽培。
- ②障害福祉サービス事業所が施設外就労として農作業を請け負う  
障害者が福祉事業所から圃場(畑や作業場等)に移動し、農作業に当たる。
- ③障害者雇用、または障害者福祉サービス事業所を立ち上げて併設し、  
農業法人等で雇用した障害者が農作物を栽培する。
- ④企業が子会社を設置し農業分野で障害者就労の場を確保  
特例子会社が経営する畑で、障害者が農作物を栽培する。

共同受注窓口では、  
主に1と2の取り組みに対して  
農作物の栽培指導や作業の  
斡旋を行っています。

## これまでの取り組み

○2016年2月に農福連携事業(農業分野におけるマッチング強化事業)がスタート。  
モデル農家と連携し、障害者就労支援事業所がどのような作業を行えるのかを検討。

一般社団法人群馬県社会就労センター協議会では障害を持った方への工賃向上支援を念頭に、出来高制ではなく時給制を採用。当初は最低賃金の3分の1からスタートし、最低賃金の3分の2以上まで上昇している。  
現在までに県内43農業法人等と連携を取り、下記のような作業斡旋を行っています。

収穫前の作業:土作り、畝作り、マルチ張り、種まき、苗の定植、除草(機械除草・抜根含む)  
収穫後の作業:収穫、ハウス片付け、マルチはがし、剪定枝の集積・片付け、カラカキ、  
出荷用段ボールの箱折り、泥落とし、袋詰め、ラベル貼り等の出荷調整等

ネギ、ニラ、キャベツ、白菜等の葉物類、枝豆、じゃがいも等の根菜類、梅、こんにゃく等  
複数の品目で請負実績と経験を重ねています。

農福連携で生産した作物を使用した、パンや餃子、菓子類等の6次産業化も障害者就労支援  
事業所で行い、地域の特産品として新商品を開発。ふるさと納税返礼品等に起用しています。

○農業の専門家を障害者就労支援事業所へ派遣し、土作りや病害虫対策等の栽培指導を行い、  
農作業を中心に行っている事業所では、JA や食の駅、飲食店、給食センター等に卸しています。  
東京都内のマルシェ等では、事業所で生産したスティックセニョールが大変良い売れ行きとのこと。

年に複数回、ショッピングモール等で「農福連携マルシェ」を開催し、事業所や関係農業法人等の  
生産した花き、新鮮野菜が賑わいを見せています。

○令和6年度には農福連携視察研修として、県内外の花き農家との繋がりを深めました。  
ポット作業や追肥、名札付け等のハウス作業を行っています。



## 興味をもっていただけたら、まずはお気軽にご連絡ください！

○人手不足の解消に、社会貢献に、ちょっと知り合いから聞いたので...

きっかけはどんなことでも構いません。まずはお気軽に共同受注窓口までご連絡ください。

- ・どの作物をいつの期間から、どんな作業に人手が必要ですか？
- ・電話やメールでご相談いただくと、専門の農福連携推進員が対面にて詳細をお伺いします。
- ・作業をして欲しい期間から1~2ヶ月前等、早めにご相談いただくと有難いです。  
農福連携推進員と地域の障害者就労支援事業所でスケジュールを調整のうえ、ご連絡します。

○作業は障害者就労支援事業所が、1ユニット(班)で行います。

- ・1名の支援職員に対し、障害を持った利用者3~4名が基準です。
- ・実際の作業指導は、当日、障害者就労支援事業所から同行する支援職員にお伝えください。  
障害を持った方に適切な指導方法で、支援職員が農作業の流れを説明して作業を行います。

- ・作業は、障害者就労支援事業所の開所日・活動時間に合わせ、  
午前 10:00~12:00 / 午後 13:00~15:00 を基準としています。  
※請負う事業所によっては、作業時間を調整することも可能です。

○障害者雇用とは異なり、繁忙期の一定期間など、指定した期間のみの作業委託が可能です。

※通年で作業委託いただければ、非常に有難い限りです。

共同受注窓口事務局連絡先

TEL:027-212-5510

FAX:027-255-5010

メール:info@gunma-kyodo.jp

※迷惑メールが大変多くなっています。メール送信の際は件名に「お仕事について」「農作業について」等、問い合わせ内容がわかるようにご協力をお願いいたします。